

産業交通水道委員会要求資料

令和3年11月
交 通 局

山科区公共交通利用促進協議会、山科地域公共交通会議及び法定協議会について

1 山科区公共交通利用促進協議会【法律に基づかない任意の協議会】

(1) 設置時期

平成23年5月

(2) 協議事項

山科区の公共交通ネットワークの充実に向けた公共交通の利用促進と利便性向上を図るための情報共有と意見交換を行う。

(3) これまでの主な協議内容

ア 路線・ダイヤの充実

(ア) 鏡山循環バスの運行と増便

- ・平成25年 3月 実証運行開始（⇒平成27年3月本格運行化）
- ・平成29年10月 増便の実証運行開始（⇒令和2年10月本格運行化）

(イ) くるり山科の増便

- ・平成29年10月 増便の実証運行開始（⇒令和2年10月本格運行化）

(ウ) 小金塚地域循環バスの運行

- ・平成31年 3月 実証運行開始

イ バス待ち環境の向上

- ・広告付き上屋（6箇所）の設置
- ・バス停留所のベンチ（11箇所）の更新・新設
- ・山科駅停留所への発車案内モニターの設置

ウ 利用促進

- ・山科区役所が発行した「周辺おでかけマップ」に地下鉄の情報を盛り込み、区内5駅（御陵、山科、東野、柳辻及び小野）の周辺学区で配布
- ・地下鉄駅構内への京阪バス時刻表の掲出
- ・地域でのMMの実施

2 山科地域公共交通会議（予定）【「道路運送法」に基づくもの】

(1) 設置時期

令和3年秋

(2) 協議事項

山科地域の需要に応じた公共交通の在り方や利用促進等に関する協議を行う。

(3) 主に協議する輸送形態

バス、乗合タクシー、自家用有償旅客運送

※ 法定協議会の設置時（令和4年度以降）に、当該協議会の部会に位置付ける予定

3 法定協議会（予定）【「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づくもの】

(1) 設置時期

令和4年度以降

(2) 協議事項

「山科地域公共交通会議」等の議論も踏まえ、京都市全域を対象とする「地域公共交通計画」の策定及び実施に関し必要な協議を行う。

(3) 主に協議する輸送形態

バス、タクシー、自家用有償旅客運送のほか、スクールバス、福祉輸送などの多様な輸送サービス

（参考）

＜令和3年度＞

1 山科区公共交通利用促進協議会

→
構成員を拡充し、
移行

2 山科地域公共交通会議

＜令和4年度以降＞

3 法定協議会

令和4年度以降に法定協議会を立ち上げ、
山科地域公共交通会議を部会に位置付ける予定。

2 山科地域公共交通会議

※ 上記2及び3は都市計画局からの情報提供によります。